

回答書

- 一 当職は、株式会社ダイヤモンド社の代理人として、
貴職平成28年2月23日付及び平成28年4月1日
付各「ご通知」に対し、以下のとおり回答します。
- 二 1 本件ランキング（平成28年2月23日付「ご通
知」の定義に倣います。）及び平成28年2月23
日付「ご通知」の2の3行目乃至5行目が摘示する
記載（以下、本件ランキングと併せて「本件ランキ
ング等」といいます。）は、貴組合の社会的評価を
低下させません。
2 仮に低下させるとして、
 - i 本件ランキング等には公共性と公益目的があり
 - ii 本件ランキング等は、意見または論評に分類さ
れるところ、
 - iii 前提事実である農家へのアンケートの結果は真
実であり、
 - iv かかる前提事実から、本件ランキング等を記載
することは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評

20
12-18

としての域を逸脱していません。

3 結局、本件ランキング等に違法性はありません。

4 したがって、当社は、貴社の要求に応じる意思がありません。

三 貴組合が、今後、本件ランキング等に関して、当社に対して書面を送付しても、当社は、回答しません。

以上

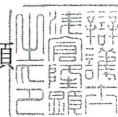
平成 28 年 4 月 7 日



通知人 東京都港区北青山 3 丁目 1 2 番 7 号

秋月ビル 407 浅倉隆頭法律事務所

弁護士 浅倉隆頭



被通知人 京都市中京区烏丸御池上る東側二条殿町 5 4

1 泰宏ビル 2 階

弁護士 中川泰臣 先生



この郵便物は平成 28. 年 4. 月 7. 日
第 03877 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

